

# 名古屋市告示第573号

## 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和7年11月26日

名古屋市長 広沢一郎

### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

### 2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
8・6・36号 広井町線地下道 2号線	名古屋市中村区 名駅南一丁目	名古屋市中村区 名駅南四丁目	名古屋市中村区 名駅南一丁目

### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

#### (1) 縦覧期間

令和7年11月26日から同年12月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

#### (2) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを

除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課